



世界難民の日関西集会 2016

2016年6月26日

at 大阪市住まい情報センター

Timetable 13:30~16:30

- 13:30 開会の挨拶
- 13:35 集会趣旨説明 実行委員会 田中恵子
- 13:45 講演「ようこそと言えるように！」
難民ナウ！代表 宗田勝也氏
- 13:55 基調講演「大難民時代と日本の在り方」
難民支援協会（JAR）常任理事
なんみんフォーラム（FRJ）副代表 石井宏明氏
- 14:55 休 憩 （20分）
（休憩中に基調講演に関する質問用紙を受け付けます。）
ブースやメッセージコーナーをご覧ください。
- 15:15 質疑応答
- 15:35 難民からの声
- 16:00 難民裁判事例報告「国際基準の難民裁判を！」
アフガニスタン難民不認定取り消し訴訟Rさん担当弁護士
仲晃生氏
- 16:20 終了 「なんみんようこそ！」の集合写真撮影します！

【撮影スタッフが会場内を回っていることがありますが、メッセージコーナー以外の会場内原則撮影禁止です。ご協力下さい。】

2016年3月29日

法務省発表

「平成27年における難民認定数等について」を受けてのコメント

全国難民弁護団連絡会議

法務省入国管理局の発表によれば、2015年の年間の難民認定申請数が初めて7千人を超えた。一方で、難民認定者数は一次と異議を合わせて前年（11人）比で16人増となったものの、なお合計が僅か27人ととどまっている。また、人道配慮による在留許可数は79人であり、2年連続で減少した。難民認定者数と合わせた庇護数は106人となったが、これも2年連続の減少であり、前年（121人）比では15人減であった。

①難民不認定率99パーセントの異常事態

難民不認定率（不認定数÷（難民認定数＋不認定数））が、一次においては5年連続で、異議においては3年連続で99%を越えた。日本の一部メディアでは就労目的などの制度の「濫用」や「不正」に焦点を当てた報道がされている一方、グローバル・メディアや各国のメディアは、「不認定率99%」を表題として挙げ、批判や皮肉を交えて報道している¹。

また、申請者の出身国別でみると、トルコ出身者については、1982年の難民認定制度発足から前年までと同様に、2015年についても認定例はなかった。2015年はサハラ以南のアフリカ諸国出身者の認定数が5人であったが、エチオピア出身の3人以外の2人は、裁判で勝訴確定後の認定であった。近年国内情勢が悪化して日本でも申請数が増加したナイジェリアやマリなどの西アフリカ諸国出身者についても、これまでに認定例は報告されていない。また、2015年、ミャンマーが2002年以来で初めて認定者の出身国1位ではなくなったが、衝突が続く少数民族地域の出身者でさえも認定がされなくなっている。

現状からは、難民審査機関である法務省入国管理局が「不認定機関」であるとの批判は免れない。難民認定を審査する者は、申請のいわゆる「濫用」・「誤用」などを制限することをいわずらに強調するのではなく、真に「保護」を前提としたマインドセットに基づく仕組みを実現することが求められる。



(イラスト出典)
<http://www.economist.com/news/asia/21646255-worlds-refugee-problem-grows-japan-pulls-up-drawbridge-no-entry> より

¹ 例えば、ロイター通信（英語）、AFP通信（フランス語）、EFE（スペイン語）、RT（ロシア語）、Al Jazeera（アラビア語）などのグローバル・メディアのほか、ABC放送（豪州）、RTBF（ベルギー）、Die Welt（ドイツ）、Metronieuws（オランダ）、La Vanguardia（スペイン）、L' Express（フランス）、G1 Globo（ブラジル）、United News of India（インド）、中国日報（中国）、Burunei Times（ブルネイ）、Agência Angola Press（アンゴラ）、L' Expression（アルジェリア）などで報道された。

②審査手続きの長期化 - 申請から認定までに7年超のケースも

2015 年前半の難民審査待ちの件数が 1 万人に達したことが 2 月に報道されたが²、滞留案件数は 2015 年後半期にさらに増加した。法務省入国管理局の発表から計算すると、2015 年末時点での未済案件数は、一次と異議を合わせて前年（9295 人）比で 4,533 人（約 50 パーセント）増となり、1 万 3828 人が一次または異議の審査手続中であった。

全難連は、現在までのところ、2015年の難民認定者27人のうち13人（12件）について把握している。法務省が一次で認定したとする19人のうち、少なくとも2人は、難民不認定取消訴訟での難民の勝訴確定後の認定であった。一人はコンゴ民主共和国出身の男性で、もう一人はウガンダ出身の男性であり、前者は初の難民義務付け訴訟での勝訴事案であった。コンゴ男性は2008年、ウガンダ男性は2009年にそれぞれ難民認定申請をし、申請から難民認定を受けるまでにそれぞれ7年³と6年かかり、その間収容または仮放免という不安定な状況にあった。

訴訟まで行かない場合でも、特に認定事案について、手続きが長期化する傾向がみられた。一次で難民認定された東アフリカ出身者の事案は、申請から認定告知までに2年強かかっていた。異議での難民認定事案は、一次申請から異議での認定告知まで、ネパール事案で約4年半、バングラデシュ事案では約6年、東アフリカ出身者の事案で約7年半の期間がかかったなど、手続きの長期化が続いていることがうかがえる⁴。

難民は、その性質から、申請時に正規滞在か非正規滞在かによって区別されるべきではなく、裁判を含めた難民審査期間中の生活保障の充実化が求められる。その一方で、誤った審査機関の判断が迫害国への送還といった取り返しのつかない結果を招くおそれがある難民認定手続の特殊性を考慮し、適正手続を確保しつつ、早期の保護の実現に向けて制度改善をしていくべきである。

③過度に厳しい難民認定基準

全難連は、難民該当性の評価において出身国情報の分析を重視する傾向（特に、申請者本人に迫害経験がない事例6、事例7など）を歓迎する一方で、法務省が依然として難民認定基準について極めて狭い（又は誤った）解釈を採用し、保護されるべき難民が適切に保護されていない状況があることを懸念している。現場で支援している者の実感としては、

² 「難民審査待ち 1 万人超出稼ぎ目的の申請急増」東京新聞（2016年2月19日）、
<http://www.tokyo-np.co.jp/article/politics/list/201602/CK2016021902000256.html> ; 「難民審査待ち、1 万人超え最多に申請が急増15年 6 月末」共同通信（掲載）（2016年2月19日）、
http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG11H1W_R10C16A2000000/。

³ 「〈日本の難民 1〉「イモトに元気づけられた」難民認定まで「7 年」コンゴ人男性の苦悩」弁護士ドットコム（2016 年 1 月 18 日）、https://www.bengo4.com/kokusai/n_4178/。

⁴ 2014 年に処理した異議申立ての一次申請から異議の処分までに要した期間について、平均は約 37 ヶ月であるのに対し、認定案件については約 69.7 ヶ月と、不認定案件の倍の期間がかかっていることが明らかにされた。（第 189 回国会、質問第 233 号参議院議員石橋通宏議員の質問主意書に対する答弁書）。

適正な難民認定基準で評価すれば数百人レベルで難民認定があつてしかるべきであり、難民条約の趣旨と目的に沿った難民法解釈の適正化と運用がなされていくべきである。

《問い合わせ先》

全国難民弁護団連絡会議事務局

〒160-0004東京都新宿区四谷1-18-6四谷プラザビル4階 いずみ橋法律事務所内

電話：03-5312-4826 Fax：03-5312-4543

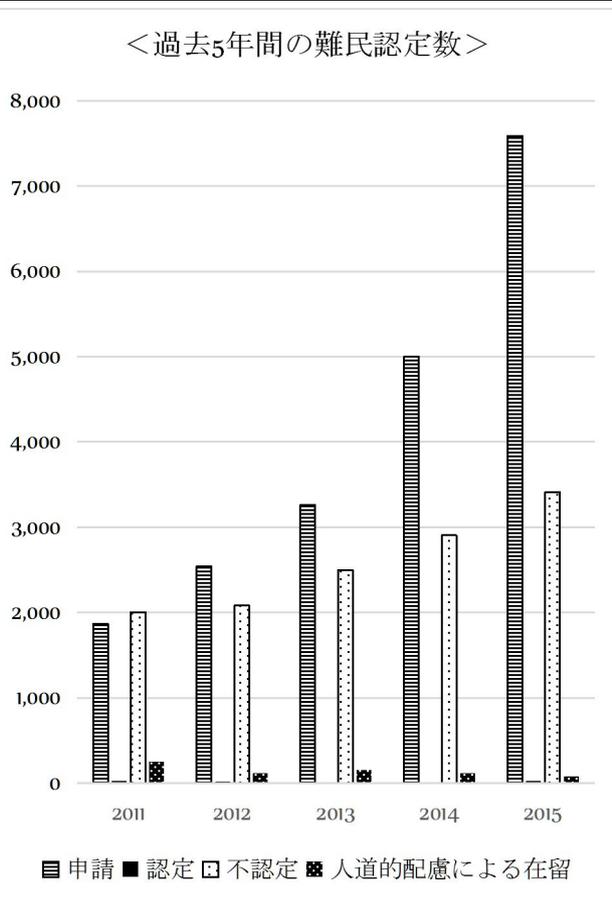
Eメール：jlnr@izumibashi-law.net URL：http://www.jlnr.jp/

(出典)

http://www.jlnr.jp/statements/2016/jlnr_comment_20160329%5bfinal%5d.pdf

日本の難民認定数等（法務省入国管理局発表資料）1982年-2015年（単位：人）

	申請	認定	不認定	人道的配慮による在留
1982年	530	67	40	0
83-87	237	113	359	0
88-92	239	20	169	9
93-95	175	9	106	15
96-98	522	18	416	48
99-01	829	64	631	147
02-04	1,012	39	803	65
05-06	1,338	80	638	150
2007	816	41	446	88
2008	1,599	57	791	360
2009	1,388	30	1,703	501
2010	1,202	39	1,336	363
2011	1,867	21	2,002	248
2012	2,545	18	2,083	112
2013	3,260	6	2,499	151
2014	5,000	11	2,906	110
2015	7,586	27	3,411	79



(注)①5年、3年、2年の各期間表示では、その期間の合計点を示す。

②申請数には取り下げとなったものも含み、認定等の数はその年に審査された処理結果で、申請者の内訳でない。

③「人道的配慮による在留」は難民不認定のうち、人道的配慮が必要な者として特に在留を認められた場合。

上位10か国 国籍別難民認定申請者数の推移

						(人)
	平成25年		平成26年		平成27年	
1	トルコ	658	ネパール	1,292	ネパール	1,768
2	ネパール	544	トルコ	845	インドネシア	969
3	ミャンマー	380	スリランカ	485	トルコ	926
4	スリランカ	345	ミャンマー	435	ミャンマー	808
5	パキスタン	241	ベトナム	294	ベトナム	574
6	バングラデシュ	190	バングラデシュ	284	スリランカ	469
7	インド	165	インド	225	フィリピン	299
8	ガーナ	114	パキスタン	212	パキスタン	295
9	カメルーン	99	タイ	136	バングラデシュ	244
10	ナイジェリア	68	ナイジェリア	86	インド	229
—	その他	251	その他	361	その他	1,005
総数		3,260		5,000		7,586

上位10か国 国籍別異議申立者数の推移

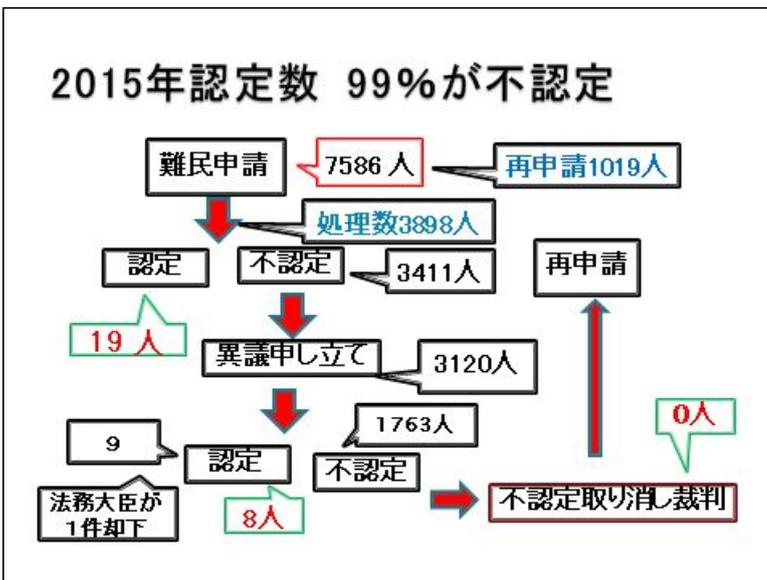
						(人)
	平成25年		平成26年		平成27年	
1	ネパール	407	ネパール	653	ネパール	887
2	トルコ	406	トルコ	496	トルコ	462
3	ミャンマー	318	スリランカ	270	スリランカ	309
4	パキスタン	245	ミャンマー	214	ベトナム	214
5	スリランカ	201	パキスタン	156	ミャンマー	198
6	ガーナ	138	バングラデシュ	109	パキスタン	151
7	バングラデシュ	137	インド	105	タイ	126
8	インド	126	ベトナム	75	バングラデシュ	117
9	ナイジェリア	112	カメルーン	66	インド	90
10	カメルーン	71	ガーナ	63	フィリピン	73
—	その他	247	その他	326	その他	493
総数		2,408		2,533		3,120

法務省HP「平成27年における難民認定者数等について」別表

<http://www.moj.go.jp/content/001179570.pdf> より

①2016年3月27日法務省発表 2015年難民認定数（法務省HPより）

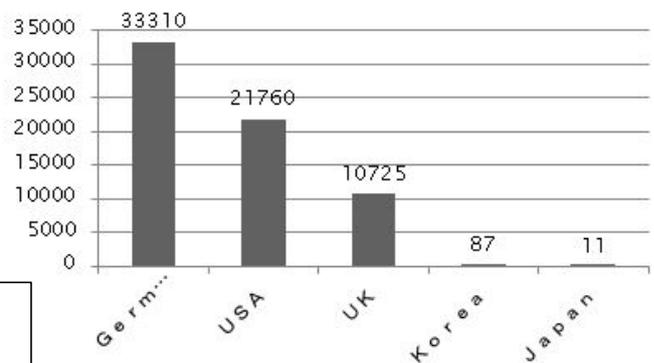
平成27年に我が国において難民認定申請を行った者は7,586人であり、前年に比べ2,586人（約52%）増加しました。また、難民の認定をしない処分に対して異議の申立てを行った者は3,120人であり、前年に比べ587人（約23%）増加し、申請数及び異議申立数いずれも、我が国に難民認定制度が発足した昭和57年以降最多となりました。



難民として認定した者は27人（うち8人は異議申立手続における認定者）、難民として認定しなかった者は、難民認定申請（一次審査）で3,411人、異議申立てで1,763人でした。また、難民とは認定しなかったものの、人道的な配慮が必要なものとして在留を認めた者は79人であり、難民として認定した者を合わせた数は1,066人でした。

②国際比較

2014年各国比較



国際比較 難民条約加入国148ヶ国中（2013年）

		日本は
▶ 難民1人当たりのGDP	0.07 \$	111位
ドイツ	16.72\$	26位
アメリカ	6.0\$	46位
▶ 1000人当たりの難民数	0.02人	132位
ドイツ	7.23人	18位
アメリカ	0.88人	73位
▶ 1000km ² 当たりの難民数	6.2人	101位
ドイツ	1668人	9位
アメリカ	29.6人	74位

③報道

- ◆ 難民認定への異議、過去最多3120人 審査結果待ち1万3千人 法務省集計 (16/3/26 産経新聞)
- ◆ 社説：難民の受け入れ 柔軟な審査で拡大図れ (16/2/2 毎日新聞)
- ◆ 難民受け入れ 日本の姿勢が問われる (16/1/31 京都新聞社説)
- ◆ Japan Rejected 99% of Refugee Applications in 2015 (16/1/24 tereSUR)
- ◆ Japan rejected 99 percent of refugees in 2015 (16/1/24 アルジャジーラ)
- ◆ 難民申請が大幅増7500人 ただし認定は27人 昨年 (16/1/23 朝日新聞)
- ◆ 去年の難民申請者数、過去最高に～法務省 (16/1/23 日テレ)
- ◆ 日本で難民認定申請した外国人 過去最多に (16/1/23 NHK ニュース)
- ◆ 15年の難民申請、5割増7586人と過去最多 認定は27人 (16/1/23 日本経済新聞)
- ◆ Japan recognizes only 27 refugees, despite rising numbers of applications (16/1/23 Japan Times)
- ◆ 日本の昨年の難民認定者27人、99%以上却下 (16/1/23 AFPBB)
- ◆ Rejection rate 99%: Japan accepts 27 refugees in 2015, despite record applications (16/1/23 RT)
- ◆ Japan Rejected 99 Percent Of Refugees Last Year (16/1/23 The Daily Cellular)

※ 上記報道されている内容は

・ RAFIQ 法務省発表：2015年難民認定者数等について

http://rafiq.jp/siryou/2015nanmin_matome.html

で紹介しています。

難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議 (第一七九回、決議第二号) (衆議院 2011年11月17日)

二〇一一年は、一九五一年の『難民の地位に関する条約』採択から六十周年、また日本の同条約加入から三十周年という節目の年にあたる。特に、日本は条約加入後、今日に至るまでの三十年間、国際社会の一員として世界中の難民や避難民の支援に臨み、人間の安全保障の概念を強調することによって、難民それぞれについて人道支援と平和構築を中心に据えた取り組みを行ってきた。二〇一〇年にはパイロット・ケースとしてタイからミャンマー難民を受け入れるプログラムも開始され、アジアで初の第三国定住による難民の受け入れ国となった。

また国内においては、庇護制度の充実・発展を目的として、難民認定審査の透明化、効率化に力を注いできた。

このような過去の実績と難民保護の国際法及び国際的基本理念を尊重し、日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。同時に、対外的にも従来どおり我が国の外交政策方針にのっとった難民・避難民への支援を継続して行うことで、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担うべく、右決議する。

(出典) http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/topics/ketugi111117-1.html

難民制度改革提案のポイント (難民制度の改革を広げる関西の会)

■2009年の世界難民の日に向けて検討してきた「新たな難民制度の主要構成事項」の要点を取りまとめたものです。

1. 難民制度は、人種、宗教、政治的意見などを理由に迫害される恐れのある人たちを保護することを目的とし、その基本となるのが難民としての認定であり、認定の可否は申請者の人生のみならず、場合によっては生命をも左右する重大な決定である。一方、海外から逃れ保護を必要とする申請者は日本語での意思疎通が困難であるうえ、難民制度など知る由もなく、難民であることを立証する文章なども所持せず、さらに生活を支える資金もないというのが通例である。これらを考慮すれば、難民の認定と支援はもっぱら日本国民を対象とする行政手続きや制度とは異なる仕組みや判断基準が必要である。
2. 空港や自治体などで、難民制度に関する情報(相談窓口、手続き、認定基準、支援制度)を匿名で得ることができ、また難民認定を求めている意思があると認められる者には、正規の申請手続きのために30日を限度とする滞在が許可され、この手続きを了した者には申請活動を行うため、行政手続き及び裁判に要する期間、滞在が許可される。
3. 難民の認定及び申請活動や生活上の支援を所掌する新たな行政組織を内閣府の外局として設置する。この組織は、人道的な立場に立ち審査・審判の公正さを確保すると同時に機能的に運用

される必要があるため、比較的少人数構成の行政委員会形式とする。

4. 認定に関する判断を行うものは委員会によって任命されるが独立してその権限を行使する。第1次の認定判断を行うものを審査官とし、広く人権問題を理解し、出身国情報の収集・分析能力などを有し、自ら事情聴取も行う。また異議申し立てではなく決定に対する不服申立は、審判官によって審理され、申請者と審査官を対峙させる対審的な方法を通して裁決される。審査・審判の判断基準は難民条約を所轄する国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が明らかにしている条約の解釈基準などに沿ったものとする。
5. 難民の定義に該当しない場合で、人道上の措置を必要とする者の要件は法律で定め、難民認定判断と同時に決定される。また、第三国定住難民の受け入れと難民認定とは共通の考え方に基づき、総合的に取り扱われる。
6. 難民認定申請者が申請活動を支障なく行うことができるよう、住居、医療をはじめ生活維持に必要な支援を行うとともに、申請手続きに関する代理、相談、弁護士斡旋、通訳・翻訳等の法的・事務的支援を行う。就業能力を有する場合、自律的なシンセ活動を経済的に支えるものである限りにおいて就業許可の対象とされる。難民等の認定を受けたものに対しては、国民と同等の生活条件を確保できるよう各種の支援制度を整える。

難民保護法検討のための論点整理

(特定非営利活動法人なんみんフォーラム 2013年6月)

この法律は、日本国憲法の基本原理である基本的人権の普遍性に則り、国際協調主義に基づいて、難民の保護を行うことを目的とする。日本は、難民保護の国際法および国際的基本理念を尊重し、日本が加入する「難民の地位に関する条約」をはじめとする国際条約に基づいて難民の国際的保護および人道支援を行い、国際社会に貢献することを目指す。

1. 難民認定制度の改善

適正な難民認定が行われる制度の確立

- (1) 空港をはじめとして、庇護へのアクセスを広く担保する。日本の領域にいる限りはノン・ルフールマンの原則を尊重する。
- (2) 庇護申請の際には代理人へのアクセスの保障、適切な通訳人の確保、読み書きが不十分な人への配慮を行なう。通訳人については、第三者の意見も踏まえて定期的な評価を実施する。
- (3) 外部の法的助言および代理人を得られる権利を法律上明記し、予算措置をする。また代理人や支援者の助言を得て申請するための十分な時間を確保する
- (4) 事実の認定にあたっては、難民申請者が置かれた特異な状況を考慮し、出身国情報など客観的情報と合わせて適切に判断する。また、母語による証拠も受け付ける
- (5) 保護の対象者として、難民条約上の難民に加え、拷問被害者や無国籍者、人身取引の被害者など、その他国際保護を必要とする人について法律上明記する（補完的保護）。
- (6) 難民認定が適正な手続きで行われることが担保されるよう、法律の中にUNHCRのガイドラインなど国際基準を含める。
- (7) すべての段階において、難民調査官などによるインタビューに代理人、補佐人などが立ち会うことを認め、難民認定の判断の前提となる資料をすべて開示し、庇護希望者に釈明の機会を与える。また処分の詳細な理由を提示する。
- (8) 異議審査は、一次審査とは独立した機関が実施する。
- (9) 認定に携わる人の選定基準および業務遂行に関わる事柄について公表するなど透明性を図る。
- (10) 難民認定手続きを通常の入出国管理行政から切り離し、難民保護の専門性を担保する。

2. 庇護希望者の法的地位の保障

審査期間の在留にかかる法的地位の保障

- (1) 難民認定申請を希望する者（「庇護希望者」）に関し、裁判およびその申請中の準備期間を含む審査期間において、法的身分（何らかの在留資格）を保障する。
- (2) 庇護希望者は、原則として収容しない。収容しなければならない場合であっても、収容代替措置を適用し、予算措置も含めて制度化する。

3. 庇護希望者の生活保障

庇護希望者の生活面の課題を解消する制度・施策の実現

- (1) 難民申請者の最低限の生活を保障する。在留資格の有無にかかわらず、社会保障/福祉制度の対象とする。難民申請者の子どもについては、健康と教育を保障する。
- (2) 審査期間の目安を超えた場合に就労を許可する。
- (3) 日本語教育、社会適応教育など、生活のための研修の機会を提供する。

4. 難民の社会統合

条約難民もしくは人道配慮に基づく在留許可者の社会統合のための制度・施策の実現

- (1) 早期に社会統合が実現するよう、条約難民や人道配慮に基づく在留許可者に対して、日本語教育や職業訓練を含む支援策を提供する。
- (2) 生活困窮者、および精神障害や疾病等のある生活弱者に対してはとりわけ個別・寄り添いを強化した個別支援を提供する。
- (3) 家族統合に関する権利を保障し、迅速に手続きを進める。
- (4) 地域における難民受け入れ促進のため、自治体や民間団体、難民による自助団体などの参加を奨励する。

5. 公平な保護施策

第三国定住難民と条約難民、人道配慮に基づく在留許可者とで、法的側面および生活面で の支援策、社会統合のための制度・施策が同水準にする

- (1) 第三国定住難民の受け入れを法律に明記する。
- (2) 受け入れに当たっては、法的地位や支援の最低基準を定める。
- (3) 条約難民および人道的配慮に基づく在留許可者について、第三国定住難民と同様の生活・社会的統合のための制度・施策を提供し、格差を生じさせないようにする。



持続可能な開発、国が推進 シリア難民、留学生として受け入れ (朝日新聞 2016年5月21日)

政府は20日、貧困や飢餓を解決するため国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進本部を立ち上げた。シリア難民を留学生として2017年から5年間で最大150人受け入れることを正式に表明。中東の安定化や保健増進に総額約71億ドル（約7800億円）の支援を決め、女性活躍にも注力する。

具体的には、中東地域の人材育成などに今後3年間で約60億ドル（約6600億円）を支援するほか、感染症対策などで国際機関に約11億ドル（約1200億円）拠出。また3年間で女性5万人の学習環境を改善することなどを盛り込んだ。

いずれも26日に始まる主要7カ国（G7）首脳会議（伊勢志摩サミット）で日本が重視する分野で、事前に取り組みを公表し議論をリードする狙いがある。

SDGsは昨年9月に国連総会で採択され、2030年までに国際社会の開発目標として17分野を定めた。参院政府開発援助（ODA）特別委員会でも20日、「SDGs達成のためG7が主導するべきだ」などとする決議を全会一致で採択した。

■ 厳しい認定手つかず

政府が20日に公表したシリア難民の留学生としての受け入れは、中東の難民を初めて政策的に受け入れる取り組みだ。後ろ向きとも言われてきた難民政策の変化とも言えるが、本格的な受け入れにはなお遠い。

安倍晋三首相は20日の推進本部で「シリアの若者に日本への留学機会を増やしたい」と表明した。日本はこれまで難民条約を厳格に解釈し、紛争から逃れただけでは難民認定せず、申請者に「難民であることの証明」を厳格に示すよう求める傾向が強いと言われている。2015年の難民申請数は7586人に対し、難民認定はわずかに27人だ。

今回、政策を変えたのは、先進7カ国（G7）首脳会談（伊勢志摩サミット）の議長役として会議を成功に導く狙いがあるからだ。難民問題は欧州各国の主要な関心事であり、ある日本政府関係者は「欧州に『お付き合い』する形をとった」と打ち明ける。

ただ、どういう形で受け入れるか、政府内の意見は割れた。外務省は「国際的な趨勢（すうせい）だ」とし積極的に受け入れるべきだと主張。法務省は「国内の世論が熟していない」とした。落としどころとして難民認定制度には手を付けず、「留学生方式」を採用した。国際協力機構（JICA）による途上国の人材育成を支援する「技術協力制度」で年20人。文部科学省の「国費外国人留学生制度」を拡充し年10人と、1年に計30人受け入れることになった。

だが外務省関係者は「対象は大学で優秀な成績を収めることが見込まれる若者」と話す。難民の中でもエリート層のみが対象となる可能性が高い。今年に入り、5人程度の難民受け入れをJICAに打診された筑波大学の常木晃教授（西アジア考古学）は、「小さな一歩だ」と評価しつつも、「助けが一番必要な境遇の難民をこの制度では救えない」と指摘する。（武田肇）

（出典） <http://digital.asahi.com/articles/DA3S12368202.html?rm=150>

【世界難民の日・関西実行委員会…とは】

2006年から実行委員会形式で、6月20日の「世界難民の日」を記念して在日難民問題に関するイベントを企画しています。世界で難民が増えている中で、日本でも難民申請者が増えています。しかし、日本において難民認定数が少なく、気持ちを落ち着けて母国の難民を支援できる環境ではありません。難民認定されない難民申請者は日に日に増え、その状況は悪化しています。

この状況を変えられるのは、私たち日本人しかいません。日本国籍を有する者しかできません。この世界の中で、日本ができることを私たちで考えなければならない時なのだと思います。年ごとに多くの団体・個人に呼びかけ、実行委員に参集して下さった団体や個人の方と共同して作り上げ、在日難民の解決に結びつく集会になるよう、努力しています。

■主催

2016年世界難民の日関西集会実行委員会

■構成団体

日本ビルマ救援センター <http://www.brcj.org/>

PASTEL（立命館大学難民支援研究団体）

<https://www.facebook.com/PASTEL.refugees/?fref=ts>

J-FUNユース・関西（K.G.） <https://www.facebook.com/jfunyouthkg/?fref=ts>

RAFIQ（在日難民との共生ネットワーク） <http://rafiq.jp/>

■後援

UNHCR（国連高等難民弁務官事務所）駐日事務 <http://unhcr.or.jp/html/index.html>

公益社団法人アムネスティ・インターナショナル <http://www.amnesty.or.jp/>

全国難民弁護団連絡会議 <http://www.jlnr.jp/>

特定非営利活動法人なんみんフォーラム（FRJ） <http://frj.or.jp/>

認定NPO法人難民支援協会（JAR） <https://www.refugee.or.jp/>

特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会 <http://www.interpeople.or.jp/>

■協力

難民ナウ！ <http://www.nanminnow.com/>

代々木アニメーション学院大阪校 <http://blog.yag-osaka.jp/>

■事務局

RAFIQ（在日難民との共生ネットワーク）

大阪府高槻市大手町6-24 FAX：072-684-0231 Mail：rafiqtomodati@yahoo.co.jp
